ていた社員寮三棟を壊 築計画は住宅街に面し

市によると、

東

施するとしている。

月匹日、

処分性がな

し壁面緑化などを実

し立てた。

同社は環境に配

京

用駐車場(約百台)を

設置する内容。二月に

表の差し止めを求める 六月二十六日、事実公

仮処分を横浜地裁に申

運輸川崎支店増築

運送大手トナミ運輸の川崎支店 (川崎市高津区溝口五) の増築工事をめぐり、 市は建築等紛争調整条

いて建築を進めて 同社は 違法行為をしてい 「法律に基づ などによる大気環境の 昨年九月、駐車場設置 周辺住民グループは 役所などで公告した。 い」と申し立てを却下 したため市は八日、 請求。一方、同社は市 を二月に横浜地裁に起 に非開示を求める訴訟 な理由がないと判断し 訟で争っており、正当 たことなどについても 飯田克志

事業者名などの「事実公表」をしたことが九日、分かった。市が建築紛争で「事実公表」をしたのは初

同社が住民との調停の勧告に応じなかったことを「正当な理由がない」として、

事業名や

例に基づき、

る」としている。 弁護士と対応を協議 があり、極めて遺憾 同支店は新二子橋近 र्न 請した。 諾勧告をしたが、 条例に基づき調停を申 市は十月に調停の受 に同社との協議経過に 関する公文書の開示を

公表は誤解を招く恐れ るわけではない。

事実

悪化などを懸念。 の見直しを求め、

計画

工事をめぐっては、

周辺住民グループが市

内容は、情報公開の訴

トナミ運輸との交渉 市まちづくり局は 係争中。

条例に基づいた手続き

説明できない。

公表は

で粛々と行った」とし

くの国道246号沿い 敷地南側は住 は調停に応じないと同 に応じない正当な理由 市は十二月、

すると通知した。 に市は六月二十三日 表の実施を通知。さら がないとして、 これに対し、 七月八日付で公表 同社は

る約二十

が、横約百八

四階建て倉庫

幅約二十七

だ)を

屋上に従業員